

診療報酬施設基準に関する掲示

当院は、中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関で、下記の施設基準を届出しています。

1 入院基本料及び看護職員の配置等について

当院は、1階と3階入院棟を「精神病棟入院基本料(15:1)」、2階と4階入院棟を「精神科救急急性期医療入院料」の算定施設として届出しています。

		1階	2階	3階	4階
入院料種別		精神病棟入院基本料 (15:1)	精神科救急入院料1 (10:1)	精神病棟入院基本料 (15:1)	精神科救急入院料1 (10:1)
看護配置		1日に10人以上の 看護職員が勤務	1日に15人以上の 看護職員が勤務	1日に10人以上の 看護職員が勤務	1日に10人以上の 看護職員が勤務
看護職員 1人あたり の受持人数	8:00~ 16:00	7人以内	9人以内	10人以内	7人以内
	16:00~ 0:00	13人以内	17人以内	25人以内	11人以内
	0:00~ 8:00	17人以内	17人以内	25人以内	16人以内

*看護職員とは看護師及び准看護師です。

2 基本診療料の施設基準に係る届出

- ◆精神病棟入院基本料
- ◆医療安全対策加算2
(医療安全対策地域連携加算2)
- ◆看護配置加算
- ◆精神科地域移行実施加算
- ◆依存症入院医療管理加算
- ◆救急医療管理加算
- ◆精神科救急急性期医療入院料
(精神科救急医療体制加算2)
- ◆感染対策向上加算2
(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
- ◆看護補助加算(看護補助体制充実加算)
- ◆後発医薬品使用体制加算3
- ◆精神科応急入院施設管理加算
- ◆診療録管理体制加算2
- ◆精神科急性期医師配置加算
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆療養環境加算
- ◆データ提出加算
- ◆精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
- ◆精神科入退院支援加算

3 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◇こころの連携指導料(Ⅱ)
- ◇薬剤管理指導料
- ◇精神科退院時共同指導料1及び2
- ◇C T撮影及びM R I撮影
- ◇療養生活継続支援加算
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ◇ニコチン依存症管理料
- ◇精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ◇精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ◇精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ◇精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ◇入院ベースアップ評価料40
- ◇依存症集団療法1
- ◇精神科作業療法
- ◇抗精神病特定薬剤治療指導管理料
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- ◇医療保護入院等診療料
- ◇児童思春期支援指導加算

*入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

山口県立こころの医療センター院長